

現物出資に関する課税問題

—外国事業体持分譲渡を中心に—

A Study on the Taxation of the Transfer of equity interests in Foreign Entity

林 徳順

I. はじめに

現物出資は、金銭以外の財産を目的とする出資方法である。動産、不動産、有価証券、暖簾など経済的価値があり、貸借対照表の能力のあるものは現物出資の対象とすることができる¹⁾。

法人の株式を現物出資する場合、当該株式の含み損益は、譲渡時に実現したものとして課税される。しかし、国内の法人が、自社所有の外国事業体の持分を他の外国事業体に現物出資する場合、当該持分に含み損益があるとき、当該含み損益に対し、課税対象になるか否かについて、納税者と課税当局の見解が相違し、税務訴訟に至る場合がある。見解相違の内容は、主として外国事業体が日本の法人に該当するか否か、外国事業体の持分は国内資産であるか否か、持分を管理している事業所が有すべき要件は何かである。

本稿においては、外国事業体の持分を現物出資する場合に提起される税務上の問題及びその解決策を明らかにすることを目的とし、判例²⁾を手掛かりに、実証的研究を行っている。

II. 適格現物出資に関する税務上の取扱い

法人税法上、一般的に、現物出資に係る資産の譲渡に係る譲渡益については、譲渡時に課税される³⁾。株式を現物出資する場合、一定の要件を満たす場合、2001年に導入された組織再編税制の適用を受け、譲渡益に関する課税が繰り延べられる。

組織再編税制の趣旨は、「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」⁴⁾に明示されており、その概要は次のとおりである。企業の組織再

編成による資産の取引の実態に合った課税を行い、現物出資に係る対象資産の譲渡損益について、その資産に対する支配が継続され、また、株主の投資が継続される株式の譲渡損益について、譲渡損益に関する課税を繰り延べる。

現物出資法人⁵⁾と被現物出資法人⁶⁾との間に、①いずれか一方の法人による発行株式100%を保有する完全支配関係その他政令で定める一定の関係がある場合の当該現物出資、②いずれか一方の法人が他の法人の発行済株式等50%以上から100%未満を保有する支配関係その他政令が定める一定の関係がある場合の現物出資で、③現物出資法人と被現物出資法人とが共同で事業を営むための現物出資のいずれかに該当するものであり、かつ現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されることが要件とされている。また、外国法人に国内にある資産または負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものは適格現物出資から除外されている。これらのことに関する内容は、法人税法2条12の14の条文中で下記のとおり規定されている。

「十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国内資産等」という。）の移転を行うもの（当該国内資産等の全部が当該外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものを除く。）、外国法人が内国法人又は他の外国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債（以下この号において「国外資産等」という。）の移転を行うもの（当該他の外国法人に国外資産等の移転を行うものにあつては、当該国外資産等が当該他の外国法人の恒久的施設に属するものとして政令で定めるものに限る。）及び内国法人が外国法人に国外資産等の移転を行うもので当該国外資産等の全部又は一部が当該外国法人の恒久的施設に属しないもの（国内資産等の移転を行うものに準ずるものとして政令で定めるものに限る。）並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に行う事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務（当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に従事することが見込まれていること。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人（当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人並びに当該現物出資後に行われる適格合併により当該現物出資事業が当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれている場合における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を行うための現物出資として政令で定めるもの」

また、含み益のある資産を外国法人に移転する場合には、課税権確保を目的に、国内資産または負債のうち、国内にある事業所に属する資産又は負債の現物出資を適格現物出資から除外している。

国内資産又は負債に関する定義について、2021年政令第114号により改正され、同年4月1日から施行された法人税法施行令4条の3第10項に「…国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権及び採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権その他国内にある事業所に属する資産（外国法人の発行済株式等の総数の百分の二十五以上の数の株式を有する場合におけるその外国法人の株式を除く。）又は負債とし…」と定められている。

「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かの線引き基準として、対象となる現物資産が国内の事業所の帳簿に記帳されていることに加え、実質的に国内にある事業所において経常的管理が行われていることが求められるが⁷、その内容は法人税基本通達1-4-12に次のとおり規定されている。「…《適格現物出資の要件》に規定する『国内にある事業所に属する資産又は負債』に該当するかどうかは、原則として、当該資産又は負債が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記帳されているかにより判定するものとする。ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産又は負債であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な管理が行われていたと認められる資産又は負債については、国内にある事業所に属する資産又は負債に該当することになるのであるから留意する。」

Ⅲ. 事案の概要及び判決

原告（X）は内国法人であり、医薬品用化合物の共同開発等を行うことを目的に、米国法人とジョイントベンチャー契約（以下「本件JV」と略称する）を締結した。当該契約の下、ケイマンの特例有限責任パートナーシップ法（Exempted Limited Partnership Law、以下「ELPS法」という）の下、ケイマンでケイマン諸島特例有限責任パートナーシップ（Cayman Islands Exempted Limited

Partnership、以下「CILP」という)を設立し、XはCILP持分を保有していた。

2012年10月31日、本件JVの枠組みを変更する際、本件CILP持分の全部をXの英国完全子会社に対し、現物出資(以下「本件現物出資」という)を行った。Xは、当該現物出資が法人税法2条12の14に規定する適格現物出資に該当するとし、2013年4月1日から2014年3月31日までの事業年度及び課税事業年度の法人税等に係る確定申告を行った。

しかし、所轄税務署長は、Xの行った現物出資が適格現物出資に該当しないと判断し、2013年3月期の法人税等につき各更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。このことに対し、Xは2014年3月期の法人税等について、各更正処分による修正申告をしたうえ更正請求をしたが、所轄税務署長から更正をすべき理由がない旨の各通知処分を受けた。

そこで、本件現物出資は「適格現物出資」に該当し、法人税法施行令4条の3第10項に規定する「国内にある事業所に属する資産」を外国法人に移転するものではないとXは主張し、所轄税務署長の処分の取消しを求める事案である⁸⁾。

本件現物出資は適格現物出資に該当するものとされ、Xの上記請求が容認された。

IV. 裁判所の判示事項

東京地裁は、本件現物出資が適格現物出資に該当するか否かについて、「国内にある事業所に属する資産」の判断基準としての法人税基本通達の定めが合理的であると認めたとし、現物出資の対象資産である本件CILP持分は事業用財産の共有持分とパートナーシップとしての契約上の地位が不可分に結合したものであるとして判断した。次に本件現物出資の対象資産の経常的管理が行われた事業所が備えるべき要件を明らかにし、さらに、当該要件を満たす事業所は国外事業所であると導き、その結果、Xの本件現物出資は適格現物出資に該当すると結論づけた⁹⁾。

1. 法人税法における「国内にある事業所に属する資産」の判断基準

「a」 内国法人が他の法人に現物出資をした場合、当該現物の時価による譲渡があったものとして、法人税が課される（法人税法 22 条 2 項）ことが原則であり、適格現物出資に該当する場合、譲渡損益の繰延べが認められる（法人税法 62 条の 4 第 1 項）ことは例外的である。この例外的な規定は、現物出資に係る譲渡益に対する法人税の負担が企業の組織再編を阻害する要因として働くことを防止するための措置である。この例外規定の目的は、企業の組織再編を容易にすることにある。

ただし、含み益のある国内資産を外国法人に譲渡する場合、現物出資を行った法人が当該含み益に対する課税から逃れる可能性がある。このことを防止する目的で、適格現物出資から除外されるものがある。すなわち、「国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法の規定による鉱業権及び採石法の規定による採石権その他国内にある事業所に属する資産又は負債」を外国法人に移転する場合は、適格現物出資の範囲から除外される（法人税法 2 条 12 の 14 の括弧書き・施行令 4 条の 3 第 10 項）。

「b」 「国内にある事業所に属する資産」に該当するか否かについて、法人税基本通達 1-4-12 において、下記のとおり規定されている。

「法人税法施行令第 4 条の 2 第 7 項《適格現物出資の要件》に規定する「国内にある事業所に属する資産又は負債」に該当するかどうかは、原則として、当該資産又は負債が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかにより判定するものとする。ただし、国外にある事業所の帳簿に記載されている資産又は負債であっても、実質的に国内にある事業所において経常的な管理が行われていたと認められる資産又は負債については、国内にある事業所に属する資産又は負債に該当することになるのであるから留意する。」

すなわち、国内、国外のいずれの事業所の帳簿に記載されているかを線引き基準としている。また、ここでいう事業所でその資産又は負債を経常的に管理されていることが重要とされる。例えば、内国法人が国内の事業所に属する資

産又は負債を現物出資する等の方法で外国法人を設立する場合がある。その時、国内の事業所に属する資産又は負債を一時的に国外の事業所に移管・記帳し、国外でその資産又は負債を現物出資して外国子会社を設立することがある。この場合、国外で子会社を設立する準備のために、国外の事業所の帳簿に記帳されていたのである。したがって、この場合、経常的に管理が行われていたのは国内事業所であり、一時的に帳簿に記帳された国外の事業所ではないと判定される。

なお、内国法人が外国法人に現物出資した場合、現物出資をした日から遡って1年以内に内国法人の国外支店に属する資産となった場合も、当該国外支店などにおいて経常的な管理がおこなわれていたか否かに関わらず、適格現物出資に該当しないこととされる¹⁰⁾。

この法人税基本通達が示す判断基準は、①その資産の経常的な管理が行われた事業所を判定し、その判定の時、当該資産が当該事業所の帳簿に記帳されていたか否かを重要な要素として考慮し、②その判定の結果、当該資産の管理が経常的に行われていたと認められる事業所が国内にある事業所であるか否かを判定し、それが肯定された場合に「国内にある事業所に属する資産」に該当すると理解できる。このように理解される判断基準は、法令の趣旨に鑑みて、合理性を有するものといえることができ、本件においても、基本的にこの基準に沿って検討するのが相当である¹¹⁾。

2. 本件現物出資の対象資産についての分析

「a」 パートナーシップ設立国の根拠法に基づき、本件持分は譲渡可能な資産である。

ケイマンのELPS法によると、パートナーシップ持分とは、特例有限責任パートナーシップのパートナーが、パートナーシップ契約又は同法に基づき有する利益、資本及び議決その他の権利など又は果たすべき義務に関する持分をいう。また、有限責任パートナー(Limited Partner、以下「LP」という)の権利義務は持分譲渡により承継でき、LPのパートナーシップ持分は譲渡抵当に入

れることも可能である。本件パートナーシップ契約においても、他のパートナーの同意の下、無限責任パートナー（General Partner、以下「GP」という）及びLPのパートナーシップ持分につき売却、抵当、担保権の設定その他の移転が可能である。したがって、CILPのパートナーシップ持分は譲渡可能な資産として位置付けられている。

「b」 現物出資契約内容に基づき、出資対象物はXのCILPに対する持分である。

本件現物出資契約においては、本件CILP持分は「本件リミテッドパートナーシップ持分」と定義され、当該「本件リミテッドパートナーシップ持分」が現物出資の対象資産とされていたのであるから、本件CILP持分は本件現物出資の対象資産であるといえる。

「c」 CILP持分の譲渡は、組合持分の譲渡と類似している。

法人の株式は、当該法人の財産と切り離され、他の者に移転することができるが、日本の民法上組合の場合、組合財産は組合員により共有され、組合員の持分と組合財産に対する共有持分を切り離して考えることはできない¹²⁾。CILPは日本の民法上組合に類似した事業体であり、権利義務の主体ではないため、CILPの事業用財産の共有持分（準共有持分を含む。）と切り離されたパートナーとしての契約上の地位のみを他に移転することはできない¹³⁾。したがって、本件CILP持分はCILPの事業用財産の共有持分とLPとしての契約上の地位とが不可分に結合されたものである。

3. 本件現物資産の経常的な管理が行われた事業所は国内であるか否かの判断

CILP持分の価値の源泉は、CILPの事業用財産の共有持分であり、CILP持分の経常的な管理が行われた事業所は、その経常的な管理が行われていた事業所である。CILPの主要な事業用財産は、現金、知的財産のライセンス、治験データ等の無形資産で構成されている。そのうち、現金は米国で開設されたCILPなどの預金口座に入金されているなど、主要な財産は外国の事業所に保管され

ていた。したがって、本件現物資産の経常的な管理が行われた事業所は外国であるといえる。

したがって、CILP 持分は「国内にある事業所に属する資産」に該当せず、「外国法人への国内にある事業所に属する資産の譲渡」にも該当するとはいえず、適格現物出資に該当するものと認められる。

V. 検討

上記判例において、外国事業体の持分を現物出資する場合、現物出資の対象資産に対する見方及びその対象資産の経常的な管理が行われた事業所を判定する手法が明らかにされた。すなわち、本件現物出資が適格現物出資に該当するか否かについて、「国内にある事業所に属する資産」の判断基準としての法人税基本通達の定めが合理的であると認めたとえ、現物出資の対象資産である本件 CILP 持分は事業用財産の共有持分とパートナーシップとしての契約上の地位が不可分に結合したものとして判断した。次に本件現物出資の対象資産の経常的な管理が行われた事業所が備えるべき要件を明らかにし、さらに、当該要件を満たす事業所は国外事業所であると導き、その結果、X の本件現物出資は適格現物出資に該当すると結論づけた。

この判決は、「パートナーシップ持分の所在地判定にあたり、パートナーの参加目的や事業用財産の性質に応じた精緻な判断を可能とする枠組みを提示し、法令の趣旨に適合した解決を導くものと評価できる。もっとも、こうした理路の帰結として、(まさに本件がそうであるように) 納税者の有する事業所以外の事業所を、経常的な管理が行われている事業所として認定する難点をはらむ」¹⁴⁾ことになり、また、「…不動産が含まれている場合についても本判決の判断枠組みが該当するのか、その射程が問題になろう…」¹⁵⁾とされている。

さらに、「…本件 CILP 持分は、株式と同様に独立して本件現物出資の対象になっているわけであり、かつ前述の立法趣旨等¹⁶⁾に照らすと、本判決の考え方は、いささか『木をみて森を見ない』論法であるようにも考えられる」¹⁷⁾。

また、外国事業体の持分を現物出資する場合には、次の税務上の問題点が生じる。日本の民法上の組合に類似し、外国の法律に基づき設立された事業体の主たる資産が無形資産であり、当該無形資産の価値の一部または全部が日本での研究開発により形成された場合がある。この場合、当該無形資産が日本国内の事業所の帳簿に記されず、かつ管理されていないことが理由で、当該外国事業体の持分を現物出資する際は、日本の課税権が及ばない問題が生じる。この問題の発生原因は、対象となった外国事業体の無形資産について、持分を現物出資する当時の資産の管理形態が主な考慮対象とされ、当該無形資産の価値が形成された要因は軽視されたことにある。

この問題を解決するために、日本で価値形成された無形資産を主たる資産とする外国事業体の持分を現物出資により譲渡される時、当該無形資産に対する所有と支配も終了することになるため、課税対象とする措置を導入することが必要である。

そのほか、事業所の所在に関する判定基準を定める場合、用いる事業用財産の範囲を明確にする他、事業に関する意思決定が行われた実質的な場所も一つの判断基準になりうる。

VI. おわりに

本稿においては、判例を手掛かりとし、内国法人が外国事業体の持分を現物出資する場合に、外国事業体が日本の法人に該当するか否か、外国事業体の持分は国内資産であるか否か、持分を管理している事業所が有するべき要件は何かについて考察し、次の結論に至った。

外国事業体が日本の法人に該当するか否かについて、当該事業体が設立された本拠地の関連法律の下で、権利義務の主体になりうるか否かが重要である。本件の外国事業体は、日本の組合に類似した事業体であり、その持分は、事業用財産の共有持分とパートナーシップとしての契約上の地位が不可分に結合したものである。外国で事業用財産に関する経常的管理が行われたため、外国事業体の持分も外国であると決定づけられている。

日本で価値形成された無形資産を主たる資産とする外国事業体の持分を現物出資により譲渡される時、日本の課税権が及ばない問題点が生じるが、当該無形資産に対する所有と支配も終了することを根拠に、課税対象とする措置を導入することが必要である。

その他、経営管理が行われた実際の場所がどこであるかを考慮に入れること、考慮すべき事業用資産の範囲をさらに広げる必要があるが、これらのことについては今後の課題としたい。

【註】

1) 神戸大学会計学研究室（2007）『会計学辞典 [第六版]』同文館、pp.412-413。実務では、会社の一部の事業、債権、株式などによる現物出資が多く行われている。

2) 東京地方裁判所 2020年3月11日判決、事件番号：平成28年（行ウ）第395号。この判例内容に関し、次の文献を参照した。①裁判所

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/446/089446_hanrei.pdf（2021年7月25日閲覧）、②判例タイムズ社（2021）「法人格を有しないケイマン諸島の特例有限責任パートナーシップの持分を対象資産として行われた、内国法人からその海外子会社への現物出資の適格現物出資該当性を認めた事例」『判例タイムズ』1482号、pp.167-169。

3) 法人税法22条2項。

4) 政府税制調査会（2000）「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2000/a02kai_1.html（2021年7月25日閲覧）。

5) 現物出資法人とは、現物出資によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう（法人税法2条12号の5）。

6) 被現物出資法人とは、現物出資により現物出資法人から資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう（法人税法2条12号の5の2）。

7) 国税庁「国内にある事業所に属する資産又は負債の判定」

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/020404-2/01/1_4_12.htm (2021年7月25日閲覧)。

8) なお、Xは、①本件現物出資が適格現物出資に該当するか否かについて、所轄税務署に事前確認を行い、「適格現物出資に該当する」と回答を得たにも拘らず更正処分の通知を受けたことについて信義則違反であること、②原告に国税通則法65条4項の「正当な理由」があるか否かも争点であるが、本研究の目的と関連が薄いため、省略する。

9) 詳細について、前掲注(2)の文献を参照されたい。

10) 佐藤友一郎(2019)『法人税基本通達逐条解説[九訂版]』税務研究会出版局、p.68。

11) 判例タイムズ社・前掲注(2)、p.168。

12) 我妻栄(1962)『債権各論 中巻二』岩波書店、p.818。

13) 平野嘉秋(2005)『Q&AによるLLP/LLCの法務・税務・会計』税務研究会出版局、p.15。

14) 吉村政徳(2020)「パートナーシップ持分の移転と適格現物出資における「国内にある資産」の意義：塩野義製薬事件」『ジュリスト』1547号、有斐閣、p.11。

15) 宮本十至子(2020)「適格現物出資と国内事業所の判定」『新・判例解説 WATCH』28号、p.264。

16) 内国法人が資金を拠出して取得し、かつ国内で管理していた資産に係る含み益相当額を日本で課税できなくなることを防止することをいう。品川芳宣(2020)「パートナーシップ持分を外国法人に現物出資した場合の適格現物出資該当性：塩野義製薬事件」『税研 JTRI』36巻4号、日本税務研究センター、p.93。

17) 品川・前掲注(16)、p.93。

【参考資料】

- ・ 神戸大学会計学研究室(2007)『会計学辞典[第六版]』同文館。
- ・ 佐藤友一郎(2019)『法人税基本通達逐条解説[九訂版]』税務研究会出版局。
- ・ 平野嘉秋(2005)『Q&AによるLLP/LLCの法務・税務・会計』税務研究会出版局。
- ・ 我妻栄(1962)『債権各論 中巻二』岩波書店。
- ・ 品川芳宣(2020)「パートナーシップ持分を外国法人に現物出資した場合の適格現物出資該当性：塩野義製薬事件」『税研 JTRI』36巻4号、日本税務研究センター、pp.90-93。

- ・判例タイムズ社（2021）「法人格を有しないケイマン諸島の特例有限責任パートナーシップの持分を対象資産として行われた内国法人からその海外子会社への現物出資の適格現物出資該当性を認めた事例」『判例タイムズ』1482号，pp.154-173.
- ・宮本十至子（2020）「適格現物出資と国内事業所の判定」『新・判例解説 WATCH』28号，日本評論社，pp.261-264.
- ・吉村政徳（2020）「パートナーシップ持分の移転と適格現物出資における「国内にある資産」の意義：塩野義製菓事件」『ジュリスト』1547号，有斐閣，pp.10-11.
- ・国税庁「国内にある事業所に属する資産又は負債の判定」，
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/020404-2/01/1_4_12.htm（2021年7月25日閲覧）.
- ・政府税制調査会（2000）「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」，
https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/gijiroku/soukai/2000/a02kai_1.html（2021年7月25日閲覧）.
- ・東京地方裁判所 2020年3月11日判決，事件番号：平成28年（行ウ）第395号，
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/446/089446_hanrei.pdf（2021年7月25日閲覧）.